

中央区社会教育会館一般団体利用登録申請書

(新規・変更・更新・カード再発行[紛失・破損])※変更のみの場合は団体(会社)名と変更事項のみご記入ください。

(あて先) 中央区立社会教育会館指定管理者 中央区ほっとここからプロジェクト 代表者 株式会社小学館集英社プロダクション

利用者ID		利用者パスワード	
	英数字(l,q,I,Oを除く)4~16文字		英数字記号(l,q,I,Oを除く)8~16文字

団体	団体(会社)名	〈フリガナ〉 ※登録カードの記載は全角で20文字までとなります。		
	代表者氏名	〈フリガナ〉	・電話 ・携帯	
	代表者住所1	〒		
連絡先が上記と異なる場合	勤務先() ・その他()	・電話 ・携帯		
	住所2	〒		
	連絡者氏名	〈フリガナ〉	・電話 ・携帯	
	連絡者住所	〒		
主な利用目的				

◎ 施設ご利用上の注意点(必ずお読み頂き、チェックをお入れください)

- 予約された施設使用料は、集会室及び屋内体育場の場合は予約日からご利用当日まで、ホール全体利用及びギャラリー展示利用の場合は予約日から7日以内に社会教育会館窓口にてお支払いください。なお、お支払いが無い場合予約は取消となります。ご注意ください。
- お支払いいただいた使用料は原則としてご返金できません。ご了承ください。
- 会館内での飲酒は出来ません。また、飲食を目的とした利用も原則としてお断りしております。
- 会館の設備、備品等を破損した場合は、弁償していただくことがあります。
- 公的事業(選挙等)が行われる場合には変更をお願いする場合がございます。

- 月島社会教育会館は台風などの際の自主避難所に指定されているため、予告なく利用を中断または取り消す場合があります。
- 次の場合(そのおそれがある場合を含む)は、使用を停止したり、承認を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
 - 公の秩序を乱したり、善良の風俗を害する場合
 - 会館の設置目的に反したり、会館の管理上支障がある場合
 - 営利を目的として利用した場合(ホールを利用する場合で、事前に承認を受けているときを除く)
 - 利用目的や、利用条件に違反したとき
 - 承認書を他人に譲渡したり、転貸した場合

・ご記入内容の間違い、記入漏れがないかご確認ください。
・申請書内容および施設ご利用上注意点についてご確認、ご承諾の上、登録申請される場合は右署名欄に捺印またはサインをしてください。

確認・承諾署名欄

※中央区役所、社会教育会館から登録、施設利用についてご案内、お問合せすることがあります。

※中央区立築地社会教育会館・中央区立日本橋社会教育会館・中央区立月島社会教育会館及び分館アートはるみの施設利用ができます。

※団体登録の有効期間(登録カード記載)は登録月から3年間とし、その都度更新が必要となります。

※ご提供いただいた個人情報、中央区公共施設予約システムに登録し、厳重に管理するとともに、中央区公共施設予約システム登録、非常時の緊急連絡、社会教育会館の管理・運営上に必要な範囲以外の目的で使用することはいたしません。

社会教育会館記入欄

<input type="checkbox"/> 本人確認書類提示 免許・保険・パス・学証・その他()	オンラインキャッシュレス クレジットカード登録 有 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> システム登録 (/)	備考
<input type="checkbox"/> カード発行 (/)	
<input type="checkbox"/> カード渡し (/)	
<input type="checkbox"/> 適正利用説明 (/)	

受付印		
館長	入力	担当